

## 投資信託に関するご留意事項

- 阿波銀行では、金融商品仲介業務(金融商品取引業者からの委託を受けて取引の仲介を行う業務)として投資信託のお取扱いをしています。
- 投資信託のお申込み(一部の投資信託はご換金)にあたっては、お申込み金額に対して最大 5.5%(税込み)の購入時手数料(換金時手数料)をいただきます。
- 換金時に直接ご負担いただく費用として、換金時の基準価額に対して最大 2.0%の信託財産留保額をご負担いただく場合があります。
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大 5.5%(税込み・年率))のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。
- その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。
- 外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間中に間接的にご負担いただく費用があります。
- 投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。
- 上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

## 一般 NISA・つみたて NISA のご利用にあたり、共通してご留意いただきたい事項

- 日本にお住まいの 20 歳以上の方(一般 NISA・つみたて NISA をご利用になる年の 1 月 1 日現在で 20 歳以上の方)が対象です。
- 同一年において、一般 NISA とつみたて NISA のいずれか一つを選択する必要があります。
- すべての金融機関を通じて、同一年内におひとり様 1 口座に限り利用することができます。
- 特定預り、一般預りで保有している上場株式等を NISA 預り(一般 NISA・つみたて NISA における非課税預り)に移管することはできません。
- NISA 預りとして保有している上場株式等を NISA 預りのまま、他社に移管することはできません。
- NISA 預りで保有している上場株式等を売却した場合の非課税枠の再利用はできません。また、非課税枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。
- NISA 預りに係る配当金等や売却損益等と、特定預り、一般預りとの損益通算はできません。また、NISA 預りの売却損は税務上ないものとみなされ、繰越控除はできません。
- NISA 預りから払い出された上場株式等の取得価額は、払出日の時価となります。
- NISA 預りとして保有している公募株式投資信託の分配金は非課税となります。ただし、当該分配金を再投資する際、NISA 預り以外のお預り(特定預りや一般預り)でのご購入となります。

- 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は、NISA 預りでの保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、NISA 預りにおける非課税のメリットは享受できません。
- お客様のご住所・お名前・お取引店が変更となる場合または国外に出国する場合等は、所定の書類をご提出いただく必要があります。

## 一般 NISA のご利用にあたり、特にご留意いただきたい事項

- 一般 NISA の非課税投資枠は年間 120 万円になります。
- 一般 NISA で取扱う金融商品は、上場株式、上場投資信託、不動産投資信託、公募株式投資信託等(ただし上場新株予約権付社債、国外の取引所に上場している株式等、外国籍の公募株式投資信託等を除く)です。
- 上場株式等の配当金等は、株式数比例配分方式を利用して受領する場合のみ非課税となります。株式数比例配分方式のお申込みはお取引店にお申付けください。

## つみたて NISA のご利用にあたり、特にご留意いただきたい事項

- つみたて NISA の非課税投資枠は年間 40 万円になります。
- つみたて NISA で取扱う金融商品は、法令等の要件を満たす公募株式投資信託等になります。
- つみたて NISA のご利用には、つみたて NISA に係る積立契約(累積投資契約)を締結いただく必要があります。この契約に基づき、定期かつ継続的な方法で買付けが行われます。
- つみたて NISA では一般 NISA と異なり、ロールオーバー(非課税期間満了時に翌年の非課税枠を利用し非課税対象として繰り越すこと)ができません。
- つみたて NISA で買付けた投資信託について、原則として年 1 回、信託報酬等の概算値を通知いたします。
- 法令により、つみたて NISA の勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日における、お客さまのお名前・ご住所について確認させていただきます。確認ができない場合は、新たに買付けた金融商品をつみたて NISA へ受入れることができなくなります。

## ジュニア NISA 口座のご利用にあたり、ご留意いただきたい事項

- 日本にお住まいの 20 歳未満の方(ジュニア NISA をご利用になる年の 1 月 1 日現在で 20 歳未満の方)が対象です。
- すべての金融機関を通じて、おひとり様 1 口座に限り開設することができます。(金融機関の変更はできません。)
- ジュニア NISA で取扱う金融商品は、上場株式、上場投資信託、不動産投資信託、公募株式投資信託等(ただし上場新株予約権付社債、国外の取引所に上場している株式等、外国籍の公募株式投資信託等を除く)です。
- 特定預り、一般預りで保有している上場株式等をジュニア NISA 預り(非課税預り)に移管することはできません。

- ジュニア NISA 預りに係る配当金等や売却損益等と、特定預り、一般預りとの損益通算はできません。また、ジュニア NISA 預りの売却損は税務上ないものとみなされ、繰越控除はできません。(ジュニア NISA 口座内の特定預り、一般預りについては、他の特定預り、一般預りとの損益通算等が可能です。)
- ジュニア NISA 預りを売却した場合の非課税枠の再利用はできません。また、非課税枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。
- ジュニア NISA 預りとして保有している上場株式等をジュニア NISA 預りのまま他社に移管することはできません。
- 18 歳までの引出し制限のある間(※)にジュニア NISA 口座内の預り(ジュニア NISA 預り、特定預り、一般預り)または資金を引出す場合、また出国日の前営業日までに所定の書類を提出しないで出国した場合等は、過去に得た売却益や配当金等および含み益に対して課税され、ジュニア NISA 口座は廃止されます。(災害等やむを得ない場合には課税されません。なおこの場合もジュニア NISA 口座は廃止されます。)
- ジュニア NISA 口座に入金する資金は、口座名義人ご本人様の資金に限られます。なお口座名義人ご本人様以外の資金で運用が行われた場合は、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じることがあります。
- 20 歳のお誕生日を迎えるまでの間に引出しをされる際は、引出されたご資金が口座名義人ご本人様のための資金であることを確認させていただきます。(親権者様または親権者様の同意を得た口座名義人ご本人様のみ引出しが可能です。)
- ジュニア NISA 預りから払い出された上場株式等の取得価額は、払出日の時価となります。
- 上場株式等の配当金等は、株式数比例配分方式を利用して受領する場合のみ非課税となります。株式数比例配分方式のお申込みはお取引店にお申付けください。
- ジュニア NISA 預りとして保有している公募株式投資信託の分配金は非課税となります。ただし、当該分配金を再投資する際、ジュニア NISA 預り以外のお預り(特定預りや一般預り)でのご購入となります。
- 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は、ジュニア NISA 預りでの保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、ジュニア NISA 預りにおける非課税のメリットは享受できません。
- 3 月 31 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日以降は、引出しに課税されません。

## ジュニア NISA における投資信託の分配金の取り扱いに関するご注意事項

- ジュニア NISA においては、18 歳までの引出制限のある期間、原則受け取った分配金を引出すことはできません。(※)
- 投資信託における分配金のうち、普通分配金は、ジュニア NISA 口座での保有により非課税となりますが、元本払戻金(特別分配金)は、ジュニア NISA 口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、ジュニア NISA の制度上のメリットを享受できません。

- “18歳までの引出制限のある期間”とは、3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日までの期間です。本期間中にジュニアNISA口座内のお預り資産(資金を含む)を引出す場合は、過去に得た売却益や配当金、含み益などに対して課税され、ジュニアNISA口座は廃止されます。(災害などやむを得ない場合には課税されません。なお、その場合もジュニアNISA口座は廃止されます。) 制度の変更により、2024年1月1日以降は引出し可能となります。